

募集要項

令和4年度「とやま呉西圏域調査研究事業補助金」募集について

1 事業の目的

平成28年10月に締結された「とやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約」を踏まえ、人口減少・少子高齢社会においても、活力ある社会経済を維持するため、大学等が本圏域をフィールドとして実施する地域課題解決に資する調査研究に対し、補助金交付により支援を行います。

2 補助対象者

調査研究を行う高等教育機関に所属する教員とします。

3 対象事業

本圏域をフィールドとして、以下の3分野の広域的な課題又は共通する地域課題解決に資する調査研究とします。(呉西圏域6市の課題例は、とやま呉西圏域のホームページでご確認ください。)

ただし、国、地方公共団体、公益法人等(公益法人以外の民間団体を除く。)からの補助交付を受けている場合は対象外とします。

- (1) 圏域全体の経済成長のけん引に関するもの
(産業振興、観光振興の分野など)
- (2) 高次の都市機能の集積・強化に関するもの
(高度医療、広域的公共交通政策の分野など)
- (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関するもの
(地域医療、福祉政策、地域振興、雇用創出、災害対策、環境政策、行財政改革の分野など)

4 調査研究の期間

補助の対象となる調査研究事業の期間は、補助金の交付決定のあった日から令和5年3月15日までとします。

また、複数年度(2か年度)にまたがる調査研究も対象となりますが、次年度の補助を保証するものではありません。次年度も補助を受けるためには、改めて交付申請し、補助対象事業として採択される必要があります。

5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、以下のとおりです。

経費	内容
消耗品等	消耗品の購入に係る経費(1件1万円未満のもの)
謝金	外部講師の招へい等に係る経費
旅費	移動に要する経費(外部講師含む)
会議費	印刷、会場借り上げ等に係る経費
その他経費	その他市長が必要と認める経費

募集要項

6 補助金額

会計年度ごとに1調査研究当たり、50万円を限度とし全額補助とします。ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てます。

7 申請手続き

(1) 受付期間 令和4年4月18日(月)～ 5月27日(金)

(2) 提出方法

「とやま呉西圏域ホームページ」又は「射水市ホームページ」から様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、大学の事務局経由でメールにより射水市企画管理部政策推進課まで提出してください。

(3) 各種様式は、令和3年1月からの「押印の義務付け廃止」により押印不要です。

8 補助対象事業の選定

補助金交付申請書の内容について、書類審査を行った後、必要に応じてヒアリングを実施し、補助対象事業を選定します。

(審査項目の一例)

研究テーマの目的：呉西圏域の課題を的確に捉えているか。

広域性・公益性：圏域共通の地域課題であり研究内容が広域にわたるものか。

研究成果の活用見込：研究成果が呉西圏域において実際に活用されることが期待できるか。また、IoT・AI、5G等未来技術を活用した課題解決が期待できるか。

9 補助金の概算払い

補助事業者から概算払い請求があったときは、当該請求額を概算払いにより交付します。

10 実績報告

補助事業者は、補助事業完了後、30日を経過した日又は令和5年3月31日までのいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

(1) 調査研究事業実績報告書(様式第8号)

(2) 調査研究実績報告書(様式第9号)

(3) 収支決算書(様式第10号)

(4) 調査研究事業に係る領収書の写し など

11 事業報告会の開催

事業完了後の4月以降、とやま呉西圏域6市の関係職員を対象とした事業報告会を開催しますので、補助事業者から調査研究事業の成果等を報告していただきます。

12 補助金の支払い

補助事業者が提出した実績報告書等の内容を審査し、交付の要件に適合すると認められたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

なお、概算払いなどにより補助金が過大に交付されている場合は、補助金の額の確定額との差額を返還することとなります。

13 提出先・問合せ先

〒939-0294 射水市新開発410-1 射水市企画管理部政策推進課

TEL: 0766-51-6612 FAX: 0766-51-6646 E-mail: seisaku@city.imizu.lg.jp